

新監査公表第12号

令和5年度包括外部監査の結果に基づく措置について、新潟市長から通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により以下のとおり公表します。

令和7年12月24日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	細 野 弘 康
同	中 山 均

令和5年度包括外部監査テーマ
「外郭団体の財務に関する事務の執行及び管理状況について」

新潟市長が講じた措置

監査結果 報告書 の 頁	担当部署	指摘事項等	措置内容等	
			第1回	第2回
41	総務部行政経営課	<p>所管課へのモニタリングについて</p> <p>意見2</p> <p>外郭団体評価システムにおける評価の過程で、外部評価アドバイザーは外郭団体及び所管課へ改善指示事項を取り纏めている。外郭団体への改善指示事項の対応状況は、「外郭団体評価調書」においてモニタリングされ、公表もされている。他方で所管課への改善指示事項のモニタリング方法は、行政経営課から各所管課へ、口頭ベースで状況確認を行うに留まっている。</p> <p>外郭団体における事業課題の解決・経営改善には、外郭団体のみで解決できるものだけではなく、所管課の協力が必要なものも多数存在する。外部評価アドバイザーもその点を踏まえて、所管課に対しても改善指示事項を取り纏めている。そのため、所管課に対する改善指示事項についても、外郭団体と同様の水準でモニタリングを行うことが望ましい。</p>	<p>所管課に対する改善指示事項については、令和6年度より取りまとめに着手し、翌年度以降、改善状況について調書によるモニタリングを行うものとします。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>所管課に対する改善指示事項については、令和6年度から外郭団体とは別に所管課に対する改善指示事項を取りまとめるようにし、さらに令和7年度からその後の対応状況についてモニタリングを実施するようにしました。今後も継続して、同様の取組を行います。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
46	(公財)	中期経営計画について		

新潟市芸術文化振興財団	<p>意見3</p> <p>中期経営計画が平成29年3月に作成されたものから更新されていないが、環境も課題も変化しているため見直しが必要である。そして、中期経営計画の見直しの際は、下記事項について留意されたい。</p> <p>現行の中期経営計画では具体性に乏しいためアクションプランの作成が必要である。そしてPDCAサイクルを回すためには、活動実績を評価するため可能な限り定量評価できる目標を設定すべきと考える。</p> <p>また、法人全体での中期経営計画の共有が行われておらず浸透していないため、共有する機会を適宜設ける必要がある。</p>	<p>現行の中期経営計画「財団経営方針」は、当初平成29年度からの5年間を予定していましたが、新潟市が「市文化創造交流都市ビジョン」(平成29年度～令和3年度)の期間を2年間延長させ、令和6年度に「市文化創造都市ビジョン」を策定したことに伴い、「財団経営方針」の期間も3年間延長しました。</p> <p>令和7年度からの次期計画策定にあたっては、変化する環境と課題に対応できるよう計画期間を4年間とします。</p> <p>また、実効性、具体性のある計画とするため、アクションプランを作成し、活動実績を評価する指標を設定し、PDCAサイクルを回します。</p> <p>計画は令和7年3月までに策定し、理事会、財団内の各種会議・研修など共有する機会を積極的に設け、法人全体への浸透を図ります。</p>	<p>令和7年度から実施の「財団中期経営計画(令和7年度～令和10年度)」を策定しました。財団全体で、変化する環境と課題に対応し、施設の目的に沿った事業展開と持続可能な組織運営を行う方針を立て、具体的な取組を明記しました。</p> <p>また、取組の実績を評価するため、取組に対応する成果指標と具体的な目標数値を設け、アクションプランとしました。これにより、PDCAサイクルを回し、計画の推進、評価、改善を行います。</p> <p>これらについては、会議・研修で共有するなど、法人全体への浸透を図りました。また財団ホームページに掲載し、市民に公表しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
62 文化スポーツ部文化政策課	<p>公益財団法人新潟市芸術文化振興財団運営費補助金に係る補助金評価について</p> <p>意見6</p> <p>公表している「公益財団法人新潟市芸術文化振興財団運営費補助金」に係る補助金評価シートの記載が、活動実績・成果について具体性を欠いており、また毎年度同じ記載が行われており、どのようにして市の文化振興に寄与しているか、を情報利用者が理解することができない。補助金評価の結果は、文章で具体的に分かりやすく効果を説明することが望ましい。</p> <p>また、達成度を測る目標については、定性評価では客観性や検証性に乏しいため、可能な限り定量評価すべきと考える。</p>	<p>達成度を測る目標については、可能な限り定量評価(数値化)を行い、数値による目標の設定が困難でやむを得ず数値以外の表現により設定する目標についても参考指標を例示するなど、令和6年度取扱基準を修正しました。</p> <p>今後の補助金評価の結果についても、文章で具体的に分かりやすく効果を説明します。</p>	<p>令和7年10月10日作成の補助金評価シートに、りゅーとぴあが各種事業を実施していることに加え、指定管理施設の運営を通して市民に多様な分野における質の高い創造的な芸術文化事業を提供しているという説明を記載しました。</p> <p>また、舞台芸術を担う子どもや若者の育成を図っていることや、本市の文化振興及び魅力向上に寄与していることを記載し、分かりやすくなるように努めました。</p> <p>補助金の目的が、定量評価のように数値のみで評価することがそぐわないものであることから、入館者数や事業実施状況、施設の管</p>

				<p>理内容などに基づき定性評価を行っています。</p> <p>定量評価できない中でも、今回の評価書からは、客観性を持たせるために、参考値として施設ごとの入館者数を載せることで、施設の利用状況を市民が容易に視認できるように改善しました。</p>
63	文化スポーツ部文化政策課	坂口安吾顕彰事業補助金に係る補助金の評価について 意見7 <p>公表している「坂口安吾顕彰事業補助金」に係る補助金評価シートの記載が、活動実績・成果について具体性を欠いており、また毎年度同じ記載が行われております。どのようにして市の文化振興に寄与しているか、を情報利用者が理解することができない。補助金評価の結果は、文章で具体的に分かりやすく効果を説明することが望ましい。</p> <p>また、達成度を測る目標については、定性評価では客観性や検証性に乏しいため、可能な限り定量評価すべきと考える。</p>		<p>達成度を測る目標については、数値による目標の設定が困難でやむを得ず数値以外の表現により設定する目標について参考資料を例示するなど、令和6年度取扱基準を修正しました。</p> <p>今後の補助金評価の結果についても、文章で具体的に分かりやすく効果を説明します。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
64	文化スポーツ部文化政策課・歴史文化課	基本協定書について 意見8 <p>歴史文化課にて作成されている「新潟市歴史博物館・旧新潟税関庁舎等及び新潟市文化財旧小澤家住宅の管理に関する基本協定書」では、「備品」「消耗品」の定義付けが無く、「備品」「消耗品」の区分が新潟市の制定しているルールと不整合となる可能性</p>		<p>令和7年10月10日作成の補助金評価シートに、アウトリーチの実績について詳細に記載するとともに、生誕祭の開催や、普及活動について記載しました。</p> <p>補助金の目的が、定量評価のように数値のみで評価することがそぐわないものであり、イベントやアウトリーチ活動の満足度、ホームページへの訪問者など、本市の文化振興に寄与しているかを総合的に評価することとしていることから、定性評価を行っています。</p> <p>定量評価できない中でも、今回の評価書からは、客観性を持たせるために、参考値として、アウトリーチや生誕祭における満足度やホームページ訪問者数を掲載することで、市民にも評価の根拠となる数値が視認できるように改善しました。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>

		<p>があるため、明記すべきであると考える。</p> <p>また、新潟市芸術文化振興財団は、文化政策課及び歴史文化課が所管する複数の施設において、それぞれ指定管理者として基本協定書を交わしているが、同一の外郭団体との協定書にもかかわらず、各施設に特有の規定を除いた共通する事項についても記載が異なる部分が散見されたため、見直すことが望ましい。</p>	<p>す（文化政策課所管分：令和6年度分からの指定管理期間において見直し済み、歴史文化課所管分：令和8年度からの指定管理期間に向けて見直し予定）。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>「基本協定書」については令和8年度からの指定管理期間に向け見直しを行う予定です。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
78	文化スポーツ部文化政策課	<p>修繕費の負担について</p> <p>意見10</p> <p>「新潟市水族館の管理に関する基本協定書」において負担しないとする高額な修繕費を継続的に新潟市海洋河川文化財団が負担している状況であり、また今後は施設老朽化により緊急的な高額の修繕費も増えることが予想される。</p> <p>協定書に準拠した適正な負担関係を構築できるよう、新潟市は対応の見直しを含めて検討することが望ましいと考える。</p>	<p>水族館における250万円以上の修繕費について、予算要求の段階で修繕の必要性が予見されるものについては、指定管理者と協議の上、本市が修繕費の予算要求をすることとし、令和7年度予算より要求を行います。</p> <p>なお、突発的かつ緊急性が高く予算措置が間に合わないものについては、これまでと同様に本市と指定管理者と協議の上、特定費用準備資金を活用して、指定管理者の負担で実施することとします。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>修繕費の適正な負担関係について検討しましたが、突発的事象の対応については、今後も予算措置までにかかる時間と緊急性に鑑みて、指定管理者と協議の上、必要に応じて特定費用準備資金を活用して指定管理者の負担で実施することとします。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
80	文化スポーツ部文化政策課	<p>公益財団法人新潟市海洋河川文化財団運営補助金に係る補助金評価について</p> <p>意見12</p> <p>公表している「公益財団法人新潟市海洋河川文化財団運営補助金」に係る補助金評価シートの記載が、活動実績・成果について具体性を欠いており、また毎年度同じ記載が行われており、どのようにして市の文化醸成に寄与しているか、を情報利用者が理解することができない。補助金評価の結果は、文章で具体的に分かりやすく効果を説明することが望ましい。</p> <p>また、達成度を測る目標については、定性評価では客観性や検証性に乏しいため、可</p>	<p>達成度を測る目標については、数値による目標の設定が困難でやむを得ず数値以外の表現により設定する目標について参考資料を例示するなど、令和6年度取扱基準を修正しました。</p> <p>今後の補助金評価の結果についても、文章で具体的に分かりやすく効果を説明します。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>新潟市補助金等交付規則並びに、令和5年3月10日付新財第261号「新潟市補助金等交付規則の施行について」において補助金の評価の時期が定められており、当補助金の次の評価の時期が令和9年9月末となっていることから、令和9年度の補助金評価において、文章で具体的に分かりやすく効果を説明します。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>

		可能な限り定量評価すべきと考える。		
81	文化スポーツ部文化政策課	<p>指定管理者業務の仕様書について</p> <p>意見13</p> <p>指定管理者の選定に関する評価会議において、同一事業者を指定管理者候補者として非公募とすることのデメリット（マンネリ化など）について解消する方策（外部意見の取入れなど）を仕様書に織り込むことを条件として非公募を容認するという旨の評価委員の意見があった。当該意見も踏まえて、評価会議として指定管理者の選定を非公募とする結論に至ったが、仕様書に対応に関する記載が従前から存在することをもって、委員からの意見に対応した仕様書の変更は行っていない。</p> <p>しかし、デメリット（マンネリ化など）を排除するためには、指定管理者に意識・行動の変革を促す必要があり、記載内容が変わらない仕様書では意識・行動の変革を促す効果は期待できないため、マンネリ化などを解消するための記載を仕様書に明確にすべきであると考える。</p> <p>また、他の施設の指定管理者の選定に関する評価会議が後日開催されているが、新潟市水族館と同じく同一事業者を指定管理者候補者として非公募としているにもかかわらず、同様のデメリットに関する議論がなされていない。共通の論点については、横断的な情報共有及び慎重な議論が行われるように対応することが望ましい。</p>	<p>令和6年度からの新潟市水族館指定管理業務仕様書において大きな修正は行いませんでしたが、新たな視点や手法を取り入れる観点からSNSの活用等を追記し、指定管理者申請者からのプレゼンテーションにおいても、水族館の管理運営に関する新たな取組とその姿勢について説明を求めるなど、指定管理者申請者に対して意識・行動の変革を促すよう働きかけました。</p> <p>また、マンネリ化解消方策等の仕様書への記載については、次期指定管理期間における指定管理者選定に合わせて見直しを行います（令和11年度からの指定期間に向けて見直し予定）。</p>	<p>マンネリ化解消方策等の仕様書への記載については、次期指定管理期間となる令和11年度からの指定管理業務において見直しを行います。</p> <p>【検討中】</p>
88	(公財)新潟観光コンベンション協会	<p>活動指標の選定について</p> <p>意見15</p> <p>新潟観光コンベンション協会の活動指標としては、延べ宿泊者数、コンベンション開催件数、コンベンション参加者数が指標として考えられており、特に延べ宿泊者数に重点が置かれている。しかし、地域経済の活性化は必ずしも宿泊者の数だけでは判断でき</p>	<p>指摘内容を踏まえ、新潟市と協議しながら適切な指標の設定について内容を検討します。</p>	<p>【検討中】</p> <p>「延べ宿泊者数」をメインの活動指標にしていることについて、宿泊者はホテルなど宿泊代のみならず、滞在に伴う飲食代や、交通機関・観光施設の利用料、土産代など、様々な消費行動につながることから、観光統計の重要な指標の一つ</p>

	<p>るではないと考える。</p> <p>そのため、地域経済の活性化がどの程度行われたかを判断するために、どのような指標が適切かを検討の上、活動指標として選定することが望ましい。</p>	<p>として、国に対する報告が義務付けられているものです。</p> <p>地域経済の活性化を具体的に示せる指標としては、MICE 開催時の「参加者一人あたり平均消費額」が考えられます。（※当協会では、MICE 開催者に対して独自のアンケート調査を実施しており、その中で参加者が滞在中にどれくらいお金を使ったかを把握できます。）この額に総参加者数を乗じて直接的な経済効果を試算することができます。</p> <p>この「参加者一人あたり平均消費額」を活動指標として設定する場合、目標として、この金額をできるだけ上げていく、または維持することが求められます。そのためには、コンベンション施設関係者や宿泊業者、文化・観光施設や飲食店など、関係機関・団体との協力体制が欠かせません。</p> <p>現在、関係者とは地域経済の活性化に向けて、コンベンション参加者の消費額を増やすための取組が必要との方向性を共有できており、今後、さらにその輪を広げながら、目標設定に必要な体制作りを進めます。</p>	【検討中】
89	<p>（公財）新潟観光コンベンション協会</p> <p>新潟市観光情報館の取り扱いについて</p> <p>意見16</p> <p>新潟市観光情報館は、すでに存在意義を失っていると考えられるにもかかわらず、保有しているだけで新潟市の財政負担が生じている。また、老朽化が進んでおり、使用し続けるには修繕等が必要な状況のことであり、このような現状に鑑みれば、速やかに処分すべきである。</p> <p>解体撤去の方針とのことであるが、入居者もいることからすぐに取り壊しということもできないと考えられるため、解体撤去のため</p>	<p>今後の施設のあり方については、新潟市や入居団体と協議を行い、適正化に取り組みます。</p>	<p>新潟市との協議により、解体・撤去に向けた課題を次のとおり整理しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築の専門家による建物及び設備の老朽度調査 ・解体・撤去の費用の算定 ・撤去後の原状回復にかかる費用の算定 ・関係費用の財源確保 ・入居者の立ち退き期限の設定 ・新潟県との調整（・原状回復のレベル、・土地賃借契約の解除について） ・弁護士への相談・依頼等 ・解体・撤去に関する全体

	<p>に必要な課題を洗い出し、具体的なアクションを検討すべきである。</p>		<p>像の新潟市との共有など</p> <p>また、これまでの解体・撤去に向けた実施状況は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者に対し、立ち退きの依頼を文書通知（令和6年11月8日付） ・以降、職員の立ち合いが必要な設備点検等に合わせ、現地にて立ち退きに向けた準備状況を入居者に確認 ・当協会内に解体・撤去に向けたプロジェクトチーム（PT）を編成 ・PTにおいて、建物の解体・撤去、原状回復等のロードマップを作成中 ・弁護士の選定、面会による状況説明 <p>【措置済み】</p>
90	<p>(公財) 新潟観光コンベンション協会</p> <p>財政調整資金積立金について</p> <p>意見17</p> <p>新潟観光コンベンション協会の事業は、基本的に事業資金は新潟市の補助金で賄われており、必要以上に資金を保有しなければならないような事業運営を行っていない。現金預金残高も一定程度保有しており、それ以外に財政調整資金積立金として別枠の預金を保有する意義が乏しいと考える。</p> <p>財政調整資金積立金は通常の普通預金との違いも不明瞭であり、財政調整資金積立金について意義、必要性及び資金繰りを検討の上、新潟市への返還や現金預金勘定との統合も検討することが望ましい。</p>	<p>財政調整資金積立金は、新潟市や民間と連携する中で、スピード感を持って緊急的に取り組むべき事業に活用してきました。今後の運用方法については新潟市と協議の上、検討を行います。</p> <p>【検討中】</p>	<p>これまで、新型コロナウイルス感染症流行時の観光関連業界への緊急支援事業の実施や、観光庁による公募・採択事業への対応などは、財政調整資金積立金があったからこそ対応が可能でした。</p> <p>新潟市と協議した結果、即時性の高い対応が求められる突発的な事情（大規模災害等で影響を受けた観光事業者への緊急的支援、管理施設の復旧など）への対応や、国事業の採択による事業資金確保のため、今後も財政調整資金積立金は必要との結論に至りました。</p> <p>なお、現金預金勘定は日々の業務・事業にかかる支出・収入を管理していますので、現行通り財政調整資金積立金とは区別して管理したいと考えています。</p> <p>また、積立金の金額や使途については、新潟市や理事・評議員をはじめ、顧問契約先の税理士法人と共有しております、引き続き適切な執行に努めます。</p>

				【措置済み】
94	(公財) 新潟観光 コンベン ション協 会	<p>一者随意契約について</p> <p>指摘16</p> <p>新潟空港1階の国内線側に大型のデジタルサイネージを設置する業務について一者随意契約を行っている。</p> <p>しかし、一者随意契約を締結する場合には、然るべき理由が必要と考えるが、該当法令は地方自治法施行令第167条の2第1項6号となっており、競争入札が不利な場合とされているが、なぜ競争入札が不利になるのかが明確に説明されていない。</p> <p>また、最もコスト及び調達リスクの低減が図れると判断したとあるが、そもそも、一者随意契約をしておりその他の事業者との比較も行われておらず、最もコスト及び調達リスクの低減が図れると判断した根拠が不十分である。</p> <p>さらに、契約者として賛助会員以外の業者を検討しない、契約価格の妥当性を検討しないということであれば、新潟市の補助金で事業を行う公益財団法人としては適切ではないと考える。</p> <p>以上より、発注業者の選定は一般競争入札を行うか、随意契約を締結するにしても技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的かつ総合的に判断し決定するなど、適正に行う必要がある。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、今後の発注業務に関しては、一般競争入札を基本としつつ、適正に処理していきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>当協会では本件契約以前に、国際線側に大型のデジタルサイネージを設置しており、本件契約先となる企業に、映像コンテンツの作成や機器の維持管理を委託していました。</p> <p>そのため国内線側にも大型のデジタルサイネージを設置するにあたり国際線側と同一の映像コンテンツの使用や維持管理について関連性が認められるほか、導入当初、市内において適切に大型のデジタルサイネージを導入できる事業者がほかにないとの判断から、地方自治法施行令第167条の2第1項6号に基づき一者随意契約が妥当と判断しています。</p> <p>なお、協会職員へは新潟市の「随意契約ガイドライン」や新潟市の契約事務に基づく手続きについて改めて周知徹底を行いました。</p> <p style="text-align: right;">【不措置】</p>
96	(公財) 新潟観光 コンベン ション協 会	<p>発注業者の見積について</p> <p>指摘17</p> <p>新潟空港の国際線チェックインロビーにデジタルサイネージを設置しているが、見積を取るにあたって、実質的に賛助会員1社からしか見積を取っていない。</p> <p>見積を取るにあたって、賛助会員以外の事業者を検</p>	<p>本件発注にあたっては、3社に見積依頼を行い提出は1社のみでした。今後、このような案件については仕様書の見直し等を行い、適切な業者選定を行います。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>今後、業者選定を行う際は、新潟市の「随意契約ガイドライン」に基づき、契約の種類や金額に応じた見積を徴取するほか、賛助会員に限定せず、徴取することとします。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>

		<p>討しない、契約価格の妥当性を検討しないということであれば、新潟市の補助金で事業を行う公益財団法人としては適切ではないと考える。</p> <p>以上より、発注業者の選定にあたっては、有利な条件で契約ができるように、適切に見積を入手し比較検討するべきである。</p>		
101	(公財) 新潟観光 コンベン ション協 会	<p>資産除去債務の計上について</p> <p>指摘20</p> <p>新潟観光コンベンション協会の事務局事務所については賃借している事務所の内装（間仕切壁等）設備や造作物について、新潟市観光情報館については賃借している土地の上に建設されている新潟市観光情報館建物について、契約上除去に関する義務があると考えられ、該当する資産除去債務を見積計上することが必要となる。</p> <p>しかし、新潟観光コンベンション協会の令和4年度財務諸表上、資産除去債務を計上していないため、計上することが必要である。</p>	<p>事務局、および新潟市観光情報館の原状回復に関する見積もりを行い、令和6年度財務諸表より資産除去債務に計上します。</p> <p>【検討中】</p>	<p>当協会は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令」により、監査人の設置が義務付けられる「損益計算書上の収益の合計が1,000億円以上」、「損益計算書上の費用・損失の合計が1,000億円以上」、「貸借対照表の負債の合計が50億円以上」のいずれにも該当しないことから、内閣府の『公益法人会計基準の運用指針』においては、「会計監査人設置法人以外の法人」として扱われます。</p> <p>同運用指針中「I 会計基準適用対象関係」の規定では、会計監査人設置法人以外の法人は、資産除去債務にかかる会計処理について、適用又は作成しないことができるとしています。</p> <p>改めて、顧問契約を結んでいる税理士法人と協議したところ、キャッシュフロー計算書など、同様に適用又は作成しないことができる項目があり、実際にも適用又は作成をしていないため、会計処理全体における整合性の観点から、ご指摘いただいた資産除去債務の計上は見送りたいと考えています。</p> <p>【不措置】</p>
112	(株) 新潟市環境事業公社	<p>人事考課の導入について</p> <p>意見 20</p> <p>新潟市環境事業公社では、</p>	第4次中期経営計画にて人	令和6年度策定の第6次中

		<p>人事考課が行われていない。 適切な人事制度の運用のためにも、人事考課の導入について引き続き検討することが望ましい。</p>	<p>人事考課制度の導入に向け取り組みましたが、考課者側・被考課者側に理解が得られないことや、制度自体への反発が強く社員の士気向上につながらないと判断し、人事考課制度を断念しました。今後も人事考課制度について、考課者側・被考課者側に理解が得られるよう粘り強く説明を行っていきます。</p>	<p>期経営計画にて「人事考課制度の検討」を再目標に掲げました。令和8年テスト導入、令和9年導入を目標に今後も当社にあった人事考課制度を導入できるよう準備を進めます。</p>
		<p>【検討中】</p>		<p>【検討中】</p>
113	(株) 新潟市環境事業公社	<p>移転準備引当金の会計処理について</p> <p>指摘 25</p> <p>新潟市環境事業公社の令和4年度の貸借対照表には、移転準備引当金170,000千円が計上されているが、移転準備引当金は引当金の計上要件を満たしておらず、計上額に合理性も無い。</p> <p>合理性のない引当金を計上し、利益を過少に計上することは、適切な利益を株主に説明せず、利益処分の機会を奪っていることになるため不適切である。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、経理事務所と協議し令和5年度に移転準備引当金の一部70,000千円の戻入を行いました。残額100,000千円の戻入れも早めに行えるよう引き続き努力します。</p>	<p>本件移転準備引当金については、計上額が170,000千円と高額であることから、全額を一度に戻入することは当該年度の損益に大きな影響を及ぼすおそれがあります。</p> <p>そのため、業績の平準化を考慮し、令和7年度から令和9年度まで分割して戻入を行う方針としています。</p> <p>今後も、引当金の残高および戻入計画について、適宜その合理性を検証し、透明性と適正な会計処理の確保に努めます。</p>
		<p>【検討中】</p>		<p>【検討中】</p>
120	環境部循環社会推進課	<p>新潟市環境事業公社と新潟市の関係性について</p> <p>意見 22</p> <p>新潟市環境事業公社は株式会社という組織形態であり、新潟市は34.6%出資しており大株主である。</p> <p>株式会社という組織形態において新潟市の出資比率が34.6%という現状は、一事業者としての客觀性は確保されておらず、他方で新潟市のために協力運営をすることが確保されている状況とも言えないと考えられる。そのため、新潟市は、新潟市環境事業公社との関係性を解消するのか強化するのかどちらが適切なのか方針を明確にし、資本関係の対応も含む具体的な対応</p>	<p>ご指摘を踏まえ、新潟市環境事業公社との関係性について、今後、検討していきます。</p>	<p>外郭団体評価アドバイザーからの意見も踏まえ、関係性について検討しました。</p> <p>災害時でも滞らせることのできない廃棄物行政において、直営比率の低い本市では、新潟市環境事業公社の出資団体としての役割は大きく、災害の多い昨今においては、その役割は以前にも増して重要となっています。</p> <p>一方で、本市の財政事情を踏まえると、出資比率を増やすことは難しい状況です。</p> <p>よって当面の間、出資割</p>

		<p>を検討することが必要と考える。</p>		<p>合は変更せず、団体との関係性を維持することとします。</p> <p>【措置済み】</p>
131	農林水産部食と花の推進課	<p>無償で業務受託している新潟市食肉センター使用料等の徴収事務について</p> <p>意見 26</p> <p>新潟市が民間事業者から徴収する新潟市食肉センター使用料等の徴収事務は、新潟ミートプラントに委託されているが、その委託料は無償とされている。徴収事務といった責任が伴う事務を無償で行なうことは、民間事業者間であれば一般的ではなく、経済合理性のある価格にて取引を行うことが望ましい。</p>	<p>使用料等の徴収事務は、新潟市食肉センターの運営を目的に設立された財團に、開設当初から無償での業務委託をして現在に至っています。</p> <p>本意見を踏まえ、市内部で協議し対応を検討します。</p>	<p>市内部で協議し、対応を検討した結果、使用料等の徴収事務をしている職員や使用している事務用品に係る経費は、指定管理料に含まれていることが判明したため、使用料等の徴収事務のための委託料は交付しないことにしました。</p> <p>【不措置】</p>
135	農林水産部食と花の推進課	<p>新潟市食肉センターの改修計画について</p> <p>意見 28</p> <p>新潟市食肉センターは大型の設備でありストックマネジメントの観点から、計画的な改修が行われるべきである。しかしながら、予防的な改修計画は作成されておらず、不具合が起こる都度改修をしている状態である。</p> <p>そして、令和4年度のと畜場事業会計の予算額が3.5億円である一方、新潟市食肉センターで早急に改修が必要な設備金額は15億円以上と積算されており、現時点では予算が大きく不足する状況となっている。</p> <p>大型設備の更新には、多額の財源と中長期的な対策が必要となることから、早い時点で計画を策定し資産管理に努めることが望ましかった。</p>	<p>これまで予防的な改修計画は作成されておらず、不具合が起こる都度改修している状態であり、早い時点で計画を策定し資産管理に努めることが望ましかったというご意見のとおりです。</p> <p>令和5年度に市の建築保全課の現地調査を受けたところ建物のほとんどの部位で「早急な改修が必要」との評価となっており、今後調査結果に基づいた施設維持のための修繕を行っていくかなければならぬと考えます。</p>	<p>令和6年度に予防的な改修計画を作成しました。その計画に基づき、修繕を実施しており、適切に資産管理しています。</p> <p>【措置済み】</p>
135	農林水産部食と花の推進課	<p>新潟市食肉センターの管理委託料の算定について</p> <p>意見 29</p> <p>新潟市食肉センターの指定管理料の算定にあたっては過去実績の平均を踏まえ</p>	<p>指定管理料の修繕費に関しては、意見のとおり外部環境の変化や施設の老朽化</p>	<p>市内部で協議し、対応を検討した結果、執行年度において予算の不足が判明し</p>

		<p>て算定している。ただし指定管理料のうち、修繕費に関しては、単純に過去平均を用いて算定されていることで、令和2年度は12,737千円、令和3年度は10,344千円、令和4年度は13,108千円の予算超過となっている。指定管理料の算定の際には、単純に過去の平均を用いるのではなく、外部環境の変化や施設の老朽化の進行状況を踏まえた将来の予測を反映させて算定することが望ましい。</p>	<p>の進行状況を踏まえ算定することが望ましいため、予算措置等市内部で協議し対応を検討します。</p>	<p>た段階で、予算の増額補正を行い、必要な予算を措置することを決定しました。</p>
137	農林水産部食と花の推進課	<p>備品管理の網羅性について</p> <p>指摘 35</p> <p>新潟市と新潟ミートプラントとの間で結ばれた「新潟市食肉センターの管理に関する協定書」において、新潟ミートプラントが管理すべき施設や物品が記載されているものの、管理すべき備品が網羅的に協定書に記載されていない。資産の適切な管理のため、管理すべき備品を網羅的に記載する必要がある。</p>	<p>食肉センターの膨大な特殊機器が設備か備品かこれまで整理されず、現在協定書に記載されている備品の程度に留まっています。</p> <p>今後は、指摘のとおり資産の適切な管理のため、指定管理者の協力のもと、網羅的な備品の記載に努めます。</p>	<p>令和7年度の「新潟市食肉センターの管理に関する協定書」においては、管理すべき備品を網羅的に協定書に記載しました。</p>
142	財務部用地対策課 (新潟市土地開発公社)	<p>解散に向けた具体的なスキームの検討について</p> <p>意見 30</p> <p>新潟市土地開発公社は解散することが予定されているが、具体的な解散時期は令和5年時点においても決まっておらず、解散に向けたスキームが、長期保有土地の売却と負債の返済というスキーム以外にどのようなものが考えられるか、それぞれのスキームにおけるメリット・デメリットがどうかといった検討結果が明確になっていない。</p> <p>解散が、全ての課題事項が完了し整理されるまで実施されないとなると、解散がいつ行われるのかいつまでも決まらないということにもなりかねない。そのため解散に向けた課題を整理し、方針を決め、課題の解消のため関連部署との調整を含めたモニタリングを行うことが望ましい。</p>	<p>【新潟市土地開発公社】</p> <p>市の依頼により取得した保有地は、市に売却する旨の協定書を締結しているため、解散に向けたスキームとしては、保有土地の市への売却が原則となります。</p> <p>なお、長期保有土地の簿価の大半を占める新潟駅周辺整備事業の進捗が見通せないため、現時点で解散時期を明確に定めることができませんが、解散の時機を逃すことなく手続きができるよう、他都市の事例等を情報収集します。</p>	<p>【新潟市土地開発公社】</p> <p>市の依頼により取得した保有地は、市に売却する旨の協定書を締結しているため、解散に向けたスキームとしては、保有土地の市への売却が原則となります。</p> <p>なお、長期保有土地の簿価の大半を占める新潟駅周辺整備事業の進捗が見通せないため、解散時期を明確に定めることができませんが、その動向を見据え、歩調を合わせながら、公社解散に向けた各種準備を他都市の事例を参考にして進めています。</p>

144	財務部用地対策課 (新潟市土地開発公社)	<p>長期保有土地に係る方針の検討について</p> <p>意見 31</p> <p>①都市計画道路新津新町大久保線事業用地、②都市計画道路秋葉程島線整備事業用地、③地域環境保全林整備事業用地、については取得してから30年以上のものが含まれるなど、かなりの長期保有となっているにもかかわらず、具体的な動きは無い。</p> <p>①都市計画道路新津新町大久保線事業用地、②都市計画道路秋葉程島線整備事業用地については、優先順位が低く、予算措置がなされない状況下において、当初目的のとおり都市計画道路として整備が必要な路線なのか疑問である。そのため、市所管課は精度の高い事業計画を提出し、その計画に合わせた変更契約及び予算措置を行っていくべきである。</p> <p>また、③地域環境保全林整備事業用地については、当初目的を見直さず再取得する方針であるため、先延ばしすることによる具体的な優位性などを示すことが出来なければ、市として速やかに予算措置を行うべきである。</p>	<p>【財務部用地対策課、新潟市土地開発公社】</p> <p>①及び②の都市計画道路事業用地について都市計画道路の見直しの検討を行ったものの、令和3年度に代替路線の整備が完了しなければ廃止できないとの結論となっています。</p> <p>今後は、市所管課が策定する変更事業計画等を市から公社へ提出し、双方の協議を経て協定書を変更するものとします。また、③の地域環境保全林整備事業用地も変更事業計画等に基づき協定書を変更するものとします。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>【財務部用地対策課、新潟市土地開発公社】</p> <p>①及び②の都市計画道路事業地、並びに③の地域環境保全林整備事業用地の協定書の変更について、市所管課が策定する変更事業計画等を公社に提出し、市と公社の双方で協議のうえ、協定を変更することとした。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
146	財務部用地対策課 (新潟市土地開発公社)	<p>長期保有土地の時価の下落について</p> <p>意見 32</p> <p>長期保有土地は、簿価で評価されているが、市がこれらの土地を購入する際には簿価で買い取ることになっているところ、時価は簿価より下落している状況である。</p> <p>市は時価簿価差額を負担することになるが、今後さらなる時価簿価差額の拡大の可能性もある。このようなリスクの増大に対応するためにも、長期保有土地についての方針を早急に検討することが望ましい。</p>	<p>【財務部用地対策課、新潟市土地開発公社】</p> <p>市所管課では、長期保有土地の事業計画策定及び有利な財源確保の検討を行うなど予算措置に努めます。また、公社では、これらの保有地について管理費用を最小限度にとどめることにより、今後も簿価増加の抑制を図っていきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>【財務部用地対策課、新潟市土地開発公社】</p> <p>市所管課では、引き続き長期保有土地の事業計画策定及び有利な財源確保の検討を行うなど、予算措置に努めます。</p> <p>また、公社では、保有地の管理費用を最小限度にとどめ、簿価増加の抑制を進めています。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
147	財務部用	協定書の形骸化について		

	<p>地対策課 (新潟市土地開発公社)</p> <p>指摘 36 新潟市土地開発公社が保有する長期保有土地については、土地の買収にあたって、新潟市が期限を定めて購入することが定められた契約書または協定書が取り交わされている。しかし、これら全てにおいて、契約書又は協定書が何度か変更され、新潟市の買取期限が延長されている。</p> <p>具体的な動きがないまま期限だけ延長しているのは、協定書の調印実務が適切に行われているのか疑問が生じる。そのため、市所管課から現時点でできうる限りの精度の高い事業計画を提出させ調印実務を行っていくことが必要である。</p>	<p>【財務部用地対策課、新潟市土地開発公社】</p> <p>公社が市の依頼により取得したものの、市が公社と締結した協定書の期間を延長する場合は、市所管課が策定する変更事業計画等に基づいて公社と協議を行い変更するものとします。また、当該保有地の変更後の協定書の期間が複数年となる場合にあっては、公社は市所管課あてに進捗状況等を定期的に確認することとします。</p>	<p>【財務部用地対策課、新潟市土地開発公社】</p> <p>市所管課が策定する変更事業計画等を公社に提出し、市と公社の双方の協議のうえ、延長期間を定めた変更協定としました。</p> <p>また、公社から市所管課あてに進捗状況等を定期的に確認することとしました。</p>
153	<p>(公財)新潟水道サービス</p> <p>収益改善施策のない中期計画について</p> <p>意見 35 水道メーター検針業務事業など新潟水道サービスの主要な受託事業が減少しており法人の経営環境に厳しさが増しているものの、中期計画では法人の経営を改善するための具体的な施策が策定されていない。継続的な事業活動を行うために、法人経営を改善するための施策を計画的に運用することが望ましい。</p>		<p>令和7年度から5か年を計画期間とする次期中期計画の策定を進めており（令和6年度中完成）、この中で法人経営を改善するための施策を検討し、盛り込みます。</p>
		<p>【検討中】</p>	<p>令和7年3月に令和7年度からの中期計画を策定し、法人経営を改善するための施策を盛り込みました。</p>
155	<p>(公財)新潟水道サービス</p> <p>中期計画の見直しについて</p> <p>意見 36 主要な受託事業の減少により新潟水道サービスの事業収益は年間5億円から3億円と大きく減少しており、法人の事業運営の方は大きく変化している。しかしながら、新潟水道サービスの中期計画は令和元年から見直されていないため、実態と大きく乖離している。法人の構成員の判断の拠り所となる重要な指標であるため、事業環境が大きく変化した局面において</p>	<p>法人の運営に影響するような事業環境が変化した場合には、改めて課題を整理し、次期中期計画の策定を進めています。また、各事業においては、事業年度ごとに実施状況を確認・評価し、次年度以降の効果的な事業推進につなげています。</p>	<p>令和7年度からの中期計画では、各事業の実績等を十分に考慮し計画値に反映させています。</p> <p>また、各年度において実施状況を確認・評価し、必要に応じて見直しを行うこととしました。</p>
		<p>【検討中】</p>	<p>【措置済み】</p>

		は適時に見直しをすることが望ましい。		
156	(公財) 新潟水道 サービス	<p>団体の自立性について</p> <p>意見 37</p> <p>新潟水道サービスの事業収益は 100%新潟市からの受託収益であり、また、新潟市への人的依存度も高い状況である。新潟市とは別に法人を設立した趣旨に鑑みて、自立性を確立するため独自の財源や人的資本を確保することが望ましい。</p>	<p>独自の財源開拓については必要性を認める反面、ノウハウの取得や人材確保、継続可能な事業の選択等、難しい課題がありますが、公益財団法人としての趣旨を踏まえながら、他外郭団体の調査や必要な情報収集等を行い、今後、検討します。</p> <p>また、人的資本の確保については、引き続き職員のスキルアップに努めます。</p>	<p>新潟市水道事業の合理的な運営に協力するために設立された団体であることを踏まえながら、自立性を高める方策を模索するとともに、個々のスキルアップに努めます。</p> <p>【検討中】</p>
158	(公財) 新潟水道 サービス	<p>契約形態の金額基準について</p> <p>意見 38</p> <p>新潟水道サービスが行う契約事務に関しては会計規程第 19 条第 2 項に「財団の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約によるものとする。」とするのみであり、それぞれの契約形態における金額基準その他の要件を定めたものがない。運用上は新潟市の契約事務と同様のルールにて業務を行っているものの、契約事務に係る金額基準その他の要件を明文化し、適切な契約事務が執行される体制を構築することが望ましい。</p>	<p>契約事務に必要な項目を整理し、令和 6 年度中に会計規程の改正を行います。</p>	<p>令和 7 年 3 月に会計規程の改正を行い、契約事務に係る金額基準その他要件を明文化しました。</p> <p>【措置済み】</p>
158	(公財) 新潟水道 サービス	<p>情報セキュリティポリシーについて</p> <p>指摘 37</p> <p>パスワード管理やバックアップの方法等、情報セキュリティ・管理・運用に係るルールが明文化されていない。情報セキュリティ・管理・運用に係るルールを明文化することにより、所管部署や責任者が明確となり、また、運用ルールの属</p>	<p>情報セキュリティポリシーの策定に取り掛かりました。令和 6 年度中の完成を予定しています。</p>	<p>令和 7 年 3 月に情報セキュリティポリシーを策定し、情報セキュリティ・管理・運用に係るルールを整備しました。</p> <p>【措置済み】</p>

		人化を防止することが可能となると考えられるため、情報セキュリティ・管理・運用に係るルールを整備することが望ましい。		
167	水道局総務部総務課	<p>随意契約ガイドラインの対象について</p> <p>意見 40</p> <p>新潟市が制定した随意契約ガイドラインの対象に新潟市水道局は除外されているが、実態の運用は当ガイドラインを準用しているため、実態に合わせてガイドラインを改訂することが望ましい。</p>	<p>意見内容を踏まえ、令和 6 年度中に新潟市の随意契約ガイドラインを基に水道局版を策定し、局内周知を図ります。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>令和 6 年 10 月に随意契約ガイドライン（水道局版）を策定し、局内周知を図り、運用を開始しています。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
167	水道局総務部総務課	<p>広報紙「水先案内」作製業務の一者随意契約について</p> <p>指摘 44</p> <p>広報紙「水先案内」作製業務について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。</p> <p>本業務委託は、広報紙の作製・印刷、広告主の募集等を主な業務内容としている。新潟市水道事務への理解、広報紙作製業務への精通といった優位性が新潟水道サービスにあることは否定できないが、それらをもって業者を限定しないように新潟市の随意契約ガイドラインに定められている。また、業務内容から他に実施可能な業者が存在する可能性は高く、競争入札に適さないとは認められ難い。</p> <p>よって、新潟市は、本業務委託について競争入札をする必要がないかについて再検討を行うことが必要である。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、令和 6 年度は競争入札を行う必要について再検討し、翌年度以降に向け業者選考方法の適正化について対応を整理します。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>広報紙「水先案内」作製業務は、令和 8 年度から新潟水道サービスへの一者随意契約を見直し、公募型プロポーザル方式により委託業者を選定するよう準備を進めています。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
169	水道局総務部総務課	<p>広報紙「水先案内」作製業務の見積金額の妥当性について</p> <p>意見 41</p> <p>広報紙「水先案内」作製業務の見積金額には、人件費・車両費の年額の全額が含まれている。年 4 回の広報紙作製といった業務内容に鑑みると過大であると思</p>	<p>意見内容を踏まえ、令和 6 年度については見積内容の精査や他の類似契約との内容比較など見積金額の妥当性の確認を行います。</p>	<p>令和 8 年度からは委託業者の選定に公募型プロポーザル方式を採用することとして準備を進めており、その中において見積金額と業務内容との妥当性について適</p>

		われるが、その適否が所管課で検討されていない。委託業務費用の適切化のため、見積金額を検討することが望ましい。	【検討中】	切に判断していくこととします。 【検討中】
170	水道局総務部総務課	<p>口座データ入力業務の一者随意契約について</p> <p>指摘 46</p> <p>口座データ入力業務について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。</p> <p>本業務委託は、口座振替依頼書の形式的な不備のチェックとデータ入力等である。新潟市水道事務や検針業務への理解、過去の経験による業務への精通といった優位性が新潟水道サービスにあることは否定できないが、それらをもって業者を限定しないように新潟市の随意契約ガイドラインに定められている。また、業務内容から他に実施可能な業者が存在する可能性は高く、競争入札に適さないとは認められ難い。</p> <p>よって、新潟市は、本業務委託について競争入札をする必要がないかについて再検討を行うことが必要である。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、令和6年度は競争入札を行う必要について再検討し、翌年度以降に向け業者選考方法の適正化について対応を整理します。</p> <p>【検討中】</p>	<p>指摘内容とともにスマートフォン決済の導入などにより当初のような経済性が見出せなくなってきたなどの実情を踏まえ、令和7年度から本業務は、委託せずに水道局直営で行っています。</p> <p>【措置済み】</p>
172	水道局総務部総務課	<p>口座データ入力業務の手順書の整備について</p> <p>意見42</p> <p>新潟市は、口座データ入力業務を新潟水道サービスに委託しているが、最新の業務手順書を明文化したものが所管課に存在しない。現状の業務内容の効率化や他の業者への委託業務の切替えを容易にするために、業務マニュアルを整備することが望ましい。</p>	<p>意見内容を踏まえ、より具体的な業務内容や処理手順などを明確にした業務マニュアルを令和6年度に整備します。</p> <p>【検討中】</p>	<p>令和6年度中に業務マニュアルを整備しました。</p> <p>なお、令和7年度から口座データ入力は水道局直営で行っています。</p> <p>【措置済み】</p>
172	水道局総務部総務課	<p>貯水槽施設衛生管理指導業務の随意契約依頼書について</p> <p>意見43</p> <p>貯水槽施設衛生管理指導業務について、新潟市は新</p>	<p>意見内容を踏まえ、「随意契約依頼書」の理由を</p>	<p>意見内容を踏まえ、令和6年度から随意契約ガイドラ</p>

		<p>潟水道サービスと一者随意契約を締結している。一者随意契約をする場合にはその理由の適切性を担保する必要があり、当業務では「随意契約依頼書」にてその検討過程を文書化している。当業務は衛生管理指導という専門性を有しております、随意契約を行う理由について、更に詳細な記載が可能と考えられる。</p> <p>契約業務の適正化のため、随意契約ガイドラインに沿って一者随意契約を検討した結果を、文書化し保存する体制を構築することが必要である。</p>	<p>「随意契約ガイドライン」の判断基準に沿って記載します。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>インの判断基準に沿って、衛生管理指導という専門性や公平性の観点などの随意契約理由を詳細に記載しています。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
173	水道局総務部総務課	<p>給水装置に係る調査業務（中央事業所料金課）の一者随意契約について</p> <p>指摘48</p> <p>給水装置に係る調査業務（中央事業所料金課）について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。</p> <p>本業務委託は、水道使用量の調査等である。新潟市水道事務への理解、経験による業務への精通といった優位性が新潟水道サービスにあることは否定できないが、それらをもって業者を限定しないように新潟市の随意契約ガイドラインに定められている。また、業務内容から他に実施可能な業者が存在する可能性は高く、競争入札に適さないとは認められ難い。</p> <p>よって、新潟市は、本業務委託について競争入札をする必要がないかについて再検討を行うことが必要である。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、令和6年度は競争入札を行う必要について再検討し、翌年度以降に向け業者選考方法の適正化について対応を整理します。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>業者選定の適正化に向け検討を進めています。</p> <p>また、新潟水道サービスが進める法人経営の改善や自立性を高める方策を踏まえ、委託のあり方についても継続して検討します。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
175	水道局総務部総務課	<p>給水装置に係る調査業務（秋葉事業所料金課）の一者随意契約について</p> <p>指摘50</p> <p>給水装置に係る調査業務（秋葉事業所料金課）について、新潟市は新潟水道サービスと一者随意契約を締結している。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、令和6年度は競争入札を行う必要について再検討し、翌年度以降に向け業者選考方法の</p>	<p>業者選定の適正化に向け検討を進めています。</p> <p>また、新潟水道サービスが進める法人経営の改善や自立性を高める方策を踏ま</p>

		<p>本業務委託は、水道使用量の調査等である。新潟市水道事務への理解、経験による業務への精通といった優位性が新潟水道サービスにあることは否定できないが、それらをもって業者を限定しないように新潟市の随意契約ガイドラインに定められている。また、業務内容から他に実施可能な業者が存在する可能性は高く、競争入札に適さないとは認められ難い。</p> <p>よって、新潟市は、本業務委託について競争入札をする必要がないかについて再検討を行うことが必要である。</p>	<p>適正化について対応を整理します。</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>	<p>え、委託のあり方についても継続して検討します。</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>
177	水道局総務部総務課	<p>随意契約ガイドラインの理解について</p> <p>指摘52</p> <p>包括外部監査の過程において随意契約の適切性について新潟市水道局の契約担当者へのヒアリングを実施したが、随意契約ガイドラインにおける留意点、すなわち業務に精通していることをもって契約者を限定しない等の内容について、初めて知ったというケースが多くあった。</p> <p>新潟市水道局と新潟水道サービスにおいて、一者随意契約が多く締結されていた要因の一つが、随意契約ガイドラインの周知不足であると考えられる。そのため、随意契約ガイドラインに係る研修会や説明会等を実施し、契約担当者の随意契約ガイドラインへの理解を深めることが必要である。</p>	<p>指摘内容を踏まえ、所管課の契約担当者の「随意契約ガイドライン」への理解不足を解消するべく、毎年開催している契約事務研修会を通じて「随意契約ガイドライン」を取り上げ、理解を深めていきます。</p> <p style="text-align: center;">【検討中】</p>	<p>局内契約事務研修会（主に契約担当者）を開催し、「随意契約ガイドライン」を勉強課題として取り上げ、同ガイドラインの周知と理解を深めています。</p> <p>水道局における適正な随意契約が行われるよう、継続して研修会等を開催し、適正な運用に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>
177	水道局総務部総務課	<p>所管課分析シートにおける網羅的な課題把握について</p> <p>指摘53</p> <p>新潟水道サービスとの一者随意契約については、所管課として過去より課題があると評価していたと推察される。所管課において認識した課題は、早期に解消に向けて取り組む必要があ</p>	<p>指摘内容を踏まえ、新潟水道サービスとの各業務において、令和6年度は業務の内容を精査し、課題については早期解消に向けて取り組みます。</p> <p>また、新潟水道サービス</p>	<p>指摘内容を踏まえ、認識した課題の解決に向けた取組を行ってきました。</p> <p>今後もこれらの取組を続けるとともに、「外郭団体評価調書」への文書化など上位者や行政経営課とも課</p>

		<p>る。</p> <p>また、識別した課題は上位者や行政経営課が確認できるように、「外郭団体評価調書」に漏れなく文書化する必要がある。</p>	<p>とはお互いの認識した課題については毎年協議・共有を図っており、識別した課題については毎年行政経営課に提出しています「外郭団体評価」中の「所管課分析シート」の「その他」に記載するようにします。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>題を共有できるよう取り組んでいきます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>
178	水道局総務部総務課	<p>外部評価アドバイザーの活用について</p> <p>意見44</p> <p>外郭団体評価システムにおける外部評価アドバイザーのヒアリング時において、一者随意契約についての課題がディスカッションされていない。当ヒアリングを有効活用するために、重要な課題については所管課より漏れなく外部評価アドバイザーへ提示する必要がある。</p>	<p>外部評価アドバイザーとのヒアリングについては調書等に基づき説明を行っており、契約内容（一者隨契）については提示しておりませんでした。</p> <p>また、今後も重要な課題はアドバイザーへ提示するよう努めます。</p> <p style="text-align: right;">【検討中】</p>	<p>令和7年度の外部評価アドバイザーとのヒアリングにおいて、一者随意契約にかかる課題が抽出され、課題解決に向けた取組を行いました。</p> <p>今後も重要な課題については漏れなく外部評価アドバイザーへ提示するよう努めます。</p> <p style="text-align: right;">【措置済み】</p>

※「措置内容等」欄に、カッコ書きで記載の措置区分について

【措置済み】は、措置を実施済みのもの、

【不措置】は、措置をしないことを決定したもの、

【検討中】は、措置方針を検討中のもの、または、措置方針は決定したが未実施のもの、
を示しており、担当部署からの報告内容を基に、監査委員事務局が追記し、担当部署が確認したものです。

なお、外部監査人の指摘について【検討中】としたものは、次年度も継続して確認を行います。また、今後の定期監査等においても、適宜、状況確認を行います。